

「下水道法施行令の一部を改正する政令案」 に関する意見募集



国土交通省は 2023 年 10 月 24 日、「下水道法施行令の一部を改正する政令案」について、2023 年 11 月 23 日まで意見募集を行いました。

下水道法施行令における、公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数の測定が可能になりました。このことから、大腸菌群数に係る基準(1立方センチメートルにつき 3,000 個以下)が、大腸菌数に係る基準(1ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位以下)に改正される予定です。

また、特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物については、新たな知見の蓄積により、人体に対する影響の正確な評価が可能となりました。このことから、排水基準が1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下から、1リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム以下に強化される予定です。

これらは 2023 年 12 月頃に公布され、六価クロム化合物に係る改正は 2024 年 4 月 1 日、大腸菌群数に係る改正は 2025 年 4 月 1 日から施行される予定です。

当社では、多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2023 年 10 月 24 日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000261592>) を引用して作成
環境検査箇所 阪口玲子